

第96号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ハ中「当該情報が公務員」の下に「等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第2号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第3号ロ中「国」の下に「、区と独立行政法人等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第97号議案

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

教育公務員特例法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第98号議案

足立区職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

付則に次の1項を加える。

7 平成14年度に退職する職員のうち足立区職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年が年齢60年であつて、任命権者が別に定めるものの退職手当の算定にあつては、第9条の2の規定中「100分の2」とあるのは「100分の3」として、同条の規定を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。